



【オンライン開催】

令和4年9月26日、10月3日、10月17日

新たな化学物質規制を踏まえた 自律的な化学物質管理促進セミナー

【全回共通】プログラム 1

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」
を踏まえた労働安全衛生法の新たな化学物質規制

講演時間	プログラム
14時00分～ 14時45分	「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」 を踏まえた労働安全衛生法の新たな化学物質規制 講師：厚生労働省
14時50分～ 15時35分	第1回：【初学者向け】ラベル・SDSの見方・活用方法 第2回：SDS制度及びGHS分類ガイダンスを活用したSDS・ラベル作成 第3回：ラベル・SDSの効果的な活用方法
15時40分～ 16時25分	第1回：これから取り組む化学物質のリスクアセスメント 第2回：GHS混合物分類判定システム（NITE-Gmiccs）の使用方法について 第3回：【ステップアップ編】事例を踏まえた効率的・実効的なリスクアセスメントの方法

主催

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

事務局

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー
2022年9月、10月

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
化学物質評価室長補佐 吉見 友弘

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan 1

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 規制の見直し
- 3 改正の全体像
- 4 化学物質の危険有害性の情報伝達（ラベル・SDS）

1 職場における化学物質管理の課題① 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

業種	原因物質	GHS絵表示	発生状況
商業 (H31.4月)	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が両手化学熱傷となった。
保健衛生業 (R1.7月)	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発生し、救急車で病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。
製造業 (H30.2月)	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェット用のインクカートリッジを廃液用ポリ容器に移していた際に、インクをこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、有機溶剤中毒と診断された。
ビルメンテナンス業 (H29.4月)	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤（フッ化水素含有）を使用して作業員3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。

※出典：平成29年～令和元年労働者死傷病報告

3

1 職場における化学物質管理の課題② 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

企業規模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク アセス メント (実施率)	企業規模	有害業務 に従事し ている認 識がある 割合	有害業務 に関する 教育又は 説明を受 けた経験 がある割 合	SDSが どのよう なものを 知ってい る割合	ラベルが どのよう なものを 知ってい る割合
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質						
5,000人以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%	5,000人以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%	1,000～4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%	300～999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%	100～299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%	50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%	30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%	10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

※出典：平成30年労働安全衛生調査（実態調査）、平成26年労働環境調査

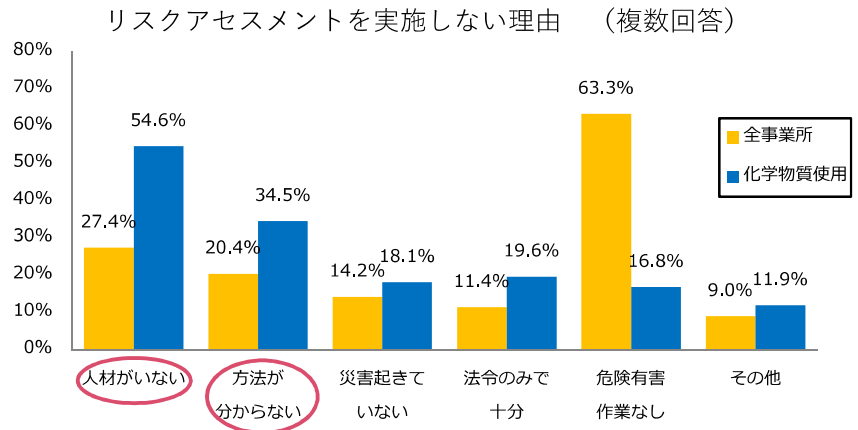
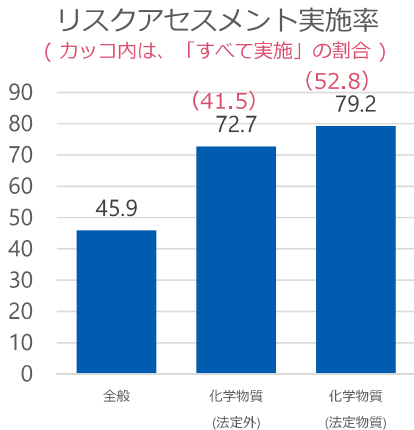
4

1 職場における化学物質管理の課題③ 有害作業に係る化学物質の管理状況

○ 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

○ リスクアセスメントの実施率は50%強（平成29年）。実施しない理由は「人材がいない」、「方法が分からない」などが多い。



(資料出所) 平成29年労働安全衛生調査(実態調査)概況

※ 実施率集計 「化学物質」のリスクアセスメント実施率は、「すべての化学物質について実施」、「一部実施」の合計
 ※※ 理由集計 「全事業所」：概況(全調査対象事業所の50.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)
 「化学物質使用」：特別集計(化学物質使用事業所(全調査対象事業所の6.7%)の8.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)

2 規制の見直し

	職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会※1	パブリックコメント	審議会(安全衛生分科会)	法令改正
2019	9/2第1回			
2020				
2021	1/18中間とりまとめ 7/19報告書		2/1中間報告 7/28報告	
2022		12/16-1/14※2 2/17-3/18※3 公布(2022.5.31)	1/31改正案を諮問 3/23改正案を諮問	改正政令公布(2022.2.24) 改正省令公布(2022.5.31)

※1 学識経験者及び労使関係者による検討会

※2 ①ラベル・SDS対象物質の追加(令和3年度分)(P12)、②職長教育の対象業種の拡大(P21)、③設備改修等の外部委託時の危険有害性に関する情報伝達の義務拡大(P24)の改正(政令)

※3 ※2以外の改正(省令)

3 改正の全体像①

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（安衛令）及び労働安全衛生規則（安衛則）等における規定について、見直しを行うもの。

（限られた数の）特定の化学物質に対して
（特別則で）個別具体的な規制を行う方式



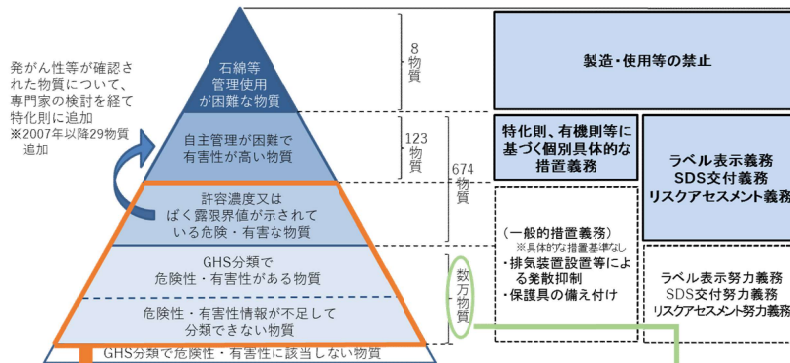
特別則で**未規制の物質**を主眼として

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者に求める

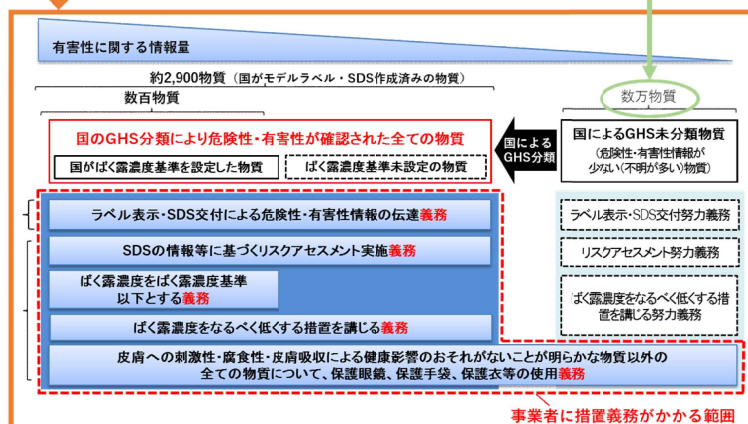
- **ばく露を最小限**とすること
（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと
- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、**事業者が適切に選択**すること

3 改正の全体像②

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的な規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



4 化学物質の危険有害性の情報伝達（ラベル・SDS）①

GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252, 7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

ラベルの表示



(製品の特定名) △△△製品 ○○○○ (絵表示)

(注意喚起語) 危険



(危険有害性情報)

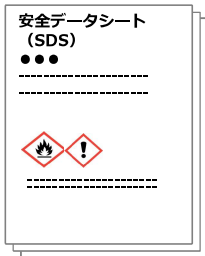
・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 …

(注意書き) ・火気厳禁

・防毒マスクを使用する ……

SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

9

4 化学物質の危険有害性の情報伝達（ラベル・SDS）②

GHS絵表示と対象となる危険有害性

爆弾の爆発	炎			ガスボンベ	
<ul style="list-style-type: none"> 爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス エアゾール 引火性液体 可燃性固体 	<ul style="list-style-type: none"> 自己反応性化学品 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性化学品 	<ul style="list-style-type: none"> 水反応可燃性化学品 有機過酸化物 鈍性化爆発物 	<ul style="list-style-type: none"> 酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス
腐食性	どくろ	健康有害性	感嘆符	環境	
<ul style="list-style-type: none"> 金属腐食性化学品 皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 	<ul style="list-style-type: none"> 急性毒性 	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 誤えん有害性 	<ul style="list-style-type: none"> 急性毒性 皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 皮膚感作性 特定標的臓器毒性（単回ばく露） オゾン層への有害性 	<ul style="list-style-type: none"> 水生環境有害性、短期（急性） 水生環境有害性、長期（慢性） 	

10

改正の概要

- 1 化学物質管理体制の見直し
- 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

ひと、くらし、未来のために

厚生労働省¹
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 化学物質管理体制の見直し①

安衛令 安衛則

1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1施行

- ・ 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質に、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。
- ・ このうち、令和3年度の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）を規制対象に追加。

※令和6年4月1日時点で現存するものについては、令和7年3月31日までの間、ラベル表示義務の規定は適用されない。

・ 危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。【安衛法第57条及び法第57条の2】

・ 当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。【安衛法第57条の3】

政府向けGHS分類ガイダンスに基づき国が実施したGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～5
皮膚腐食性/刺激性	区分1	区分2～3
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分1	区分2
呼吸器感受性	区分1	
皮膚感受性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	区分2

1 化学物質管理体制の見直し②

1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加（つづき）

・国によるGHS分類済み物質は令和4年度以降も順次追加予定。

・今後の追加物質については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのサイトに、ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リスト（令和5年度追加予定分まで）としてCAS登録番号付きで公開。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234 物質	約700 物質	約850 物質



急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1

左記以外のいずれかが区分1

区分1となる有害性区分なし

・施行日までに、当該物質を含む製品を譲渡・提供しようとする全ての事業者にはSDS作成に必要な情報がサプライチェーンを通じて確実に伝達されるよう、事業者の皆様に対し、施行日より早い段階から追加対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくよう要請。

【改正政令の施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」欄の記載例（令和4年1月11日付け基安化発0111第1号）】

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）（〇年〇月〇日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）（〇年〇月〇日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（〇年〇月〇日以降）

※「〇年〇月〇日」には施行予定日を記載

この趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であってもかまいません。

13

1 化学物質管理体制の見直し③

安衛則

1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1施行

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にしなければならない。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

2024(R6).4.1施行

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質※1）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値※1）以下としなければならない。

(2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1施行

(1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設け、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質※2）については30年間）保存しなければならない。

2024(R6).4.1施行

((1)②に係る部分)

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1施行

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければならない。

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

※1 濃度基準値設定物質及び濃度基準値は、専門家による検討を行い、厚生労働大臣告示で示す予定。

※2 がん原性物質は、GHS分類で発がん性区分1の物質を念頭に、専門家による検討を行い、厚生労働大臣告示で示す予定。

14

1-3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らか物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1施行



● 義務

2024(R6).4.1施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかでない以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか ①		努力義務 → 義務
ないことが明らかでない ②		努力義務
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

2023(R5).4.1施行
(①に係る部分)

2024(R6).4.1施行
(②～④に係る部分)

衛生委員会における付議事項に以下の事項（1-2（1）及び1-8（1）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（※）。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関する事
- ② 1-2（1）②の濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を1-2（1）②の濃度基準値以下とするために講ずる措置に関する事
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関する事
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関する事

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならない。

1-5 がん等の遅発性疾病の把握の強化

2023(R5).4.1施行

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

1 化学物質管理体制の見直し⑥

安衛則

1-6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

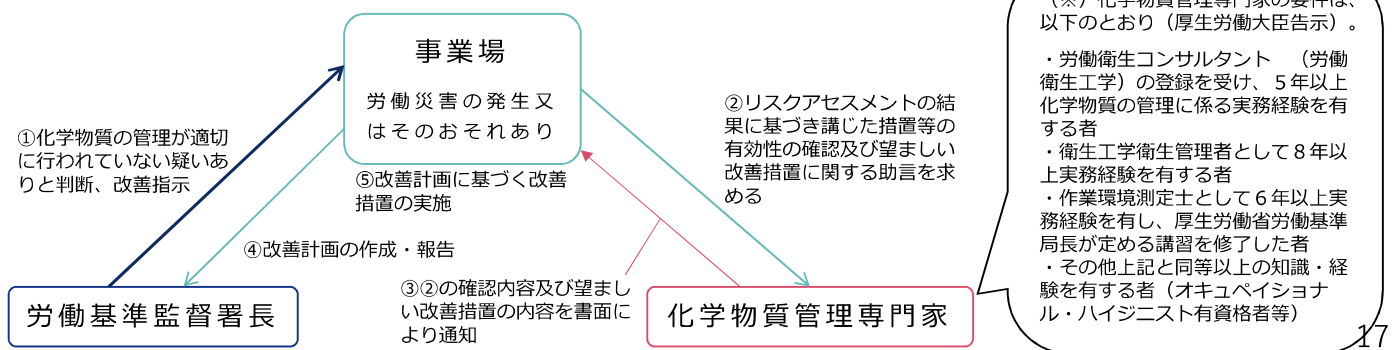
2023(R5).4.1施行

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（ただし、最低3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならない。

2024(R6).4.1施行

1-7 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することができる。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならない。



1 化学物質管理体制の見直し⑦

安衛則

1-8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1施行

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければならない。
- 上記の健康診断を実施した場合は、記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存しなければならない。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**しなければならない。

- 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）の改正（予定）
 - ・化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映する等の改正を予定。

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立①

安衛則

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

(2) 選任要件

・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者

・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場

→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

（※）専門的講習のカリキュラムは、以下のとおり
（厚生労働大臣告示）

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4、5のみ

19

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

安衛則

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

・保護具について一定の経験及び知識を有する者（要件はR4.5.31付け基発0531第9号通達のとおり（第一種衛生管理者等））

(3) 職務

・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

2-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていたが、当該省略規定を廃止。

→ 危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければならない。

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

- 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関する事
- 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関する事
- 作業手順に関する事
- 作業開始時の点検に関する事
- 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関する事
- 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- 事故時等における応急措置及び避難に関する事
- 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

従来は、一部の業種では1～4の項目は省略可能
→ (R6.4.1～) 省略不可

20

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

2023(R5).4.1施行

事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならない（安衛法第60条）こととされており、その対象業種に、以下の業種を追加。

- ・ 食料品製造業 ※ 食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。
- ・ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

<背景>

① 食料品製造業における災害の割合が高い

業種	割合
食料品製造業	12%
化学工業	12%
金属製品製造業	8%
製造業(その他)	14%
建設業	13%
その他	41%

② 平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

→ 「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加

3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化①

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日) 施行済み

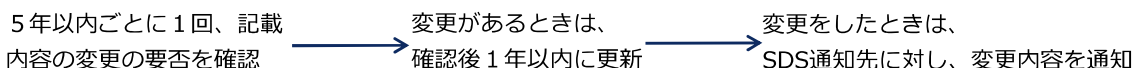
SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができる。

(改正前)	(改正後)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の交付 ・ 相手方が承諾した方法 (磁気ディスクの交付、FAX送信など) 	<p>事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付 ・ FAX送信、電子メール送信 ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

3-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を通知（※）することとする。



3-3 SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- ・ SDSに係る通知事項として、新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加。
- ・ SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となる。（※製品により、含有量に幅があるものについては、濃度範囲による表記も可。）

※SDSの「貯蔵又は取扱い上の注意」の記載に当たっては、保護具について、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を記載してください。

3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化②

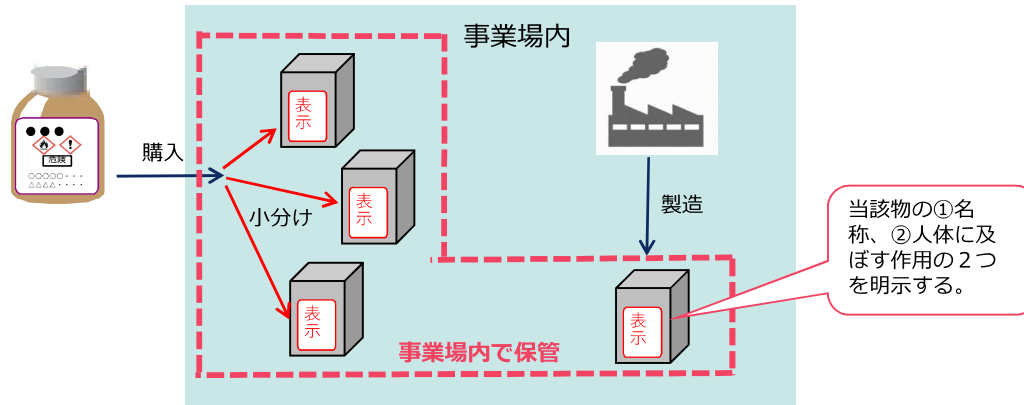
安衛則

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならない。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



23

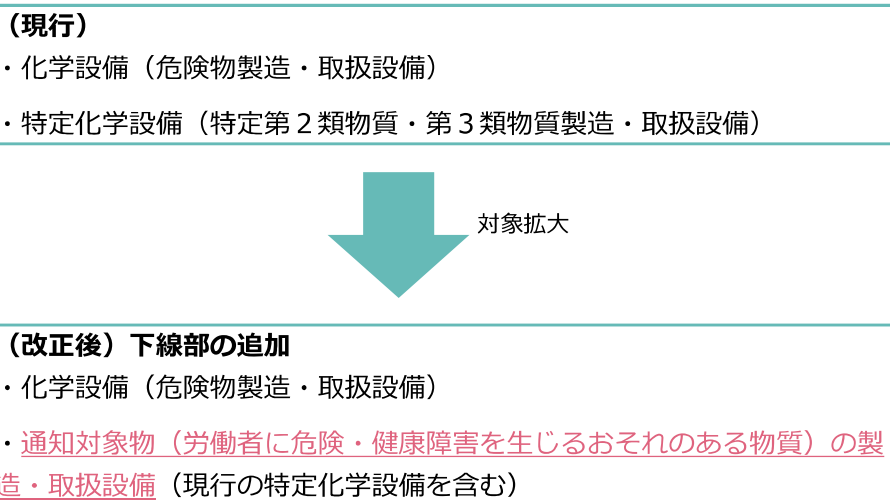
3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化③

安衛令

3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大。



※新たに措置の対象となる設備に係る安衛法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、令和5年4月1日前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しない。

24

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則（※1）について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができる。

<認定の主な要件> 認定は3年ごとの更新制

- ①認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家（※2）が配置され、当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。
 - イ 特定化学物質に係るリスクアセスメント（安衛則第34条の2の7第1項）の実施に関すること。
 - ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。
- ②過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上労働災害が発生していないこと。
- ③過去3年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。
- ④過去3年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。
（粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。）
- ⑤過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容（安衛則第34条の2の8第1項第3号及び第4号）について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家（※2）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- ⑥過去3年間に、事業者が当該事業場について安衛法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

（※1）所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。

（※2）化学物質管理専門家の要件は、P17のとおり

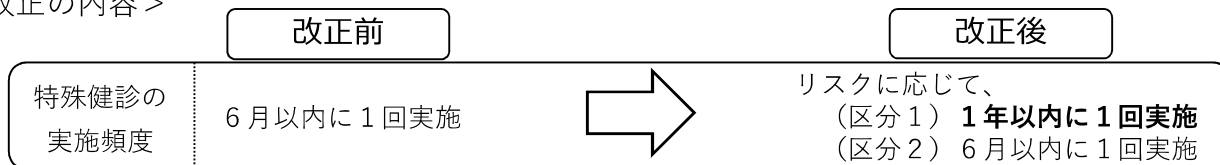
25

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

2023(R5).4.1施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できる。

<改正の内容>



要件	実施頻度
以下のいずれも満たす場合（区分1）	次回は1年以内に1回 （実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）
①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。 （※四アルキル鉛を除く。）	
②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。	
③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。	
上記以外(区分2)	次回は6月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

※四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用する。

26

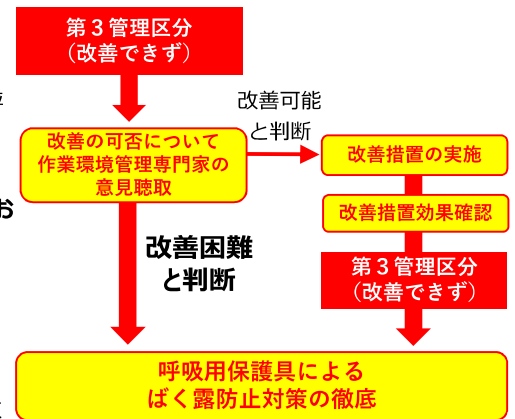
6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化①

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

2024(R6).4.1施行

(1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家（※1）の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。



(2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。
- ③保護具着用管理責任者（※5）を選任し、（2）①、②及び（3）①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④（1）①の作業環境管理専門家の意見の概要及び（1）②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署長に届出を提出すること。

（※1）作業環境管理専門家の要件
労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）の登録を受け、3年以上化学物質の管理に係る実務経験を有する者、衛生工学衛生管理者として6年以上実務経験を有する者、作業環境測定士として6年以上実務経験を有する者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者。

（※2）（※3）（※4）の事項については、厚生労働大臣告示で示す予定。

（※5）保護具着用管理責任者の要件は、P20と同じ

27

6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化②

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

2024(R6).4.1施行

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ①6月以内ごと（鉛の場合は1年以内ごと）に1回、定期的に、個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ②1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。

(4) その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間）保存すること。

改正省令で定められた内容に関するスタッフの役割（まとめ）

	事業者	化学物質管理者	その他	
化学物質管理体制の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	○	○	
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	○	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	衛生委員会付議事項の追加	○		
	化学物質によるがんの把握強化	○	○	産業医等
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	○	○	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	○	○	化学物質管理専門家（社内又は社外）
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	○		産業医等
	がん原性物質の作業記録の保存	○	○	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化	○		
	雇入れ時等教育の拡充	○		
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	○		
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	○	○	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	○	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	○	○	
	事業場内別容器保管時の措置の強化	○	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	○		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	○	○	化学物質管理専門家（社内及び社外）	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	○		産業医等	
第三管理区分事業場の措置強化	○	○	作業環境管理専門家（社外）、保護具着用管理責任者、作業主任者	

29

施行スケジュール

3

施行期日

		2023(R5).4.1		2024(R6).4.1	
化学物質管理 体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加				2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行		
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行		
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行		
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行		
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示				2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等				2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行		
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充				2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行		
情報伝達 の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化		2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行		
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化				2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行		
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行			
特殊健康診断の実施頻度の緩和		2023(R5).4.1施行			
第三管理区分事業場の措置強化				2024(R6).4.1施行	

31

4

職場の化学物質管理に関する相談窓口

化学物質のリスクアセスメント実施に係る支援等

32

職場における化学物質管理に関する相談窓口

1. 電話、メール等による相談窓口を設置

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

E-mail: soudan@technohill.co.jp

受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

令和4年4月1日から令和5年3月17日まで（土日祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。）

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施
支援内容

- ・ 新たな化学物質規制への対応について
- ・ 化学物質のリスクアセスメント方法
- ・ GHSラベルやSDSの読み方
- ・ リスクを低減するための対策 など

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

申込受付時間：令和4年4月1日～令和5年1月31日正午まで（訪問可能期間は2月28日まで）

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

33

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール）
	✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
	✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
	✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
	✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●ECETOC-TRA サイト ■欧州化学物質生態毒性・毒性センター (ECETOC)	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 (（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用）)
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●EMKG Software 2.2 ■the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)	✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版） ✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）

34